

# 山梨県公報

号外第二十一号

平成十四年

三月二十九日

金 曜 日

## 目 次

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一  
 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………四  
 山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………一六

## 規 則

### 山梨県規則第三十七号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天 野 建

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項の表中「福祉保健総務課―監査指導室」を「福祉保健総務課 監査指導室 森林環境総務課 再資源化

室 システム推進室」に、「土木総務課 技術管理室」を「土木総務課―技術管理室」に改める。

第七条の三第二項を削り、同条第三項中「第一項の課及び前項の女性政策室」を「前項の課」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条第一項中「課の長」を「部の下に置かれる課の長」に、「課」を「当該課」に改め、「及び第七条の三第二項の女性政策室」及び「これらを」を削る。

第十三条の二第三項第一号及び第二号中「処理する」を「整理する」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 政策補佐 上司の命を受け、担当事務又は特定事務を処理し、政策参事及び政策

主幹を補佐する。

第十五条の二第二項中「課の長」を「部の下に置かれる課の長」に改め、同項に後段として次のように加える。  
この場合において、グループに複数のリーダーを置くときは、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

第十五条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する課の長は、必要に応じ、課に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任したリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

第十五条の七中第十項を第十二項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第九項の前に次の一項を加える。

8 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。  
第十五条の七中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 地域振興局に置かれる部の下に置かれる課に課長を置く。  
第十五条の八第一項に後段として次のように加える。  
ただし、別に定めるグループに置くリーダーについては、この限りでない。

第十五条の八中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
2 地域振興局に置かれる部の長は、必要に応じ、地域振興局に置かれる部に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任したリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

第十六条第一項中「山梨県深城・笹子ダム建設事務所」を「山梨県深城ダム建設事務所」に改め、同条第三項中「山梨県立育精福祉センター設置条例(昭和四十七年山梨県

条例第四号) 山梨県立育精福祉センター設置条例(昭和四十七年山梨県条例第六号)」を「山梨県立育精福祉センター設置条例(昭和四十七年山梨県条例第四号)」に改める。

第十八条第一項中「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改める。  
第十九条第一項中「学部長」の下に「、研究科長」を加え、同条第二項中「短期大学部長」の下に「、研究科長」を加える。

第二十一条第一項中「主任看護婦長及び看護婦長」を「主任看護師長及び看護師長」に、「総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長及び看護長」を「総看護師長、副総看護師長及び看護婦長」に、「総看護婦長、副総看護婦長及び看護婦長」を「総看護師長、副

長及び看護婦長」に、「総看護婦長、副総看護婦長及び看護婦長」を「総看護師長、副

総看護師長及び看護師長」に改め、同条第二項中「主任看護師長及び主任看護長」を「主任看護師長」に改め、同条第三項中「総看護師長」を「総看護師長」に改め、同条第四項中「副総看護師長、主任看護師長、主任看護長、看護師長及び看護長」を「副総看護師長、主任看護師長及び看護師長」に改める。

第二十三条の二第一項に後段として次のように加える。  
ただし、別に定めるグループに置くリーダーについては、この限りでない。

第二十三条の二第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 所長は、必要に応じ、地域振興局以外の出先機関に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任したリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

別表第一の二の表企画部の部企画課の項第十一号中「連絡調整」を「総合的な連絡及び調整」に改める。

別表第一の二の表企画部の部情報政策課の項を次のように改める。

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 情報政策課 | 一 情報化に係る施策の総合調整に関すること。              |
|       | 二 情報化に係る基本的な施策の推進に関すること。            |
|       | 三 汎用コンピュータの運用管理及び利用に関すること。          |
|       | 四 電子自治体の推進に関すること。                   |
|       | 五 行政情報システムを活用した事務処理方法の構築及び改善に関すること。 |

別表第一の二の表総務部の部消防防災課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の二の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

別表第一の二の表福祉保健部の部医務課の項第四号中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改め、同項第十七号中「准看護婦試験委員会」を「准看護師試験委員」に改める。

別表第一の二の表福祉保健部の部健康増進課の項第二十号中「及び精神医療審査会」を削る。

別表第一の二の表森林環境部の部環境整備課の項に次の一号を加える。

六 建設資材の再資源化等の指導等に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部林業振興課の項第十号を削る。

別表第一の二の表森林環境部の部全国植樹祭推進課の項を削る。

別表第一の二の表商工労働観光部の部産業交流課の項に次の一号を加える。

八 山梨県東京物産観光センターに関すること。

別表第一の二の表商工労働観光部の部職業能力開発課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項第八号中「婦人労働開発センター」を「就業支援センター」に改め、同項第九号とし、同項第十号を第八号とし、第十号を第九号とする。

別表第一の二の表農政部の部花き農産課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同項の次に次の一号を加える。

十四 漁船に関すること。

別表第一の二の表農政部の部花き農産課の項に次の二号を加える。

十七 フラワーセンターに関すること。

十八 花き振興促進センターに関すること。

別表第一の二の表農政部の部耕地課の項第十四号を削る。

別表第一の二の表土木部の部土木総務課の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改め、同項を同項第七号とし、同項の前に次の一号を加える。

六 解体工事業に関すること。

別表第一の二の表土木部の部土木総務課の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 森林環境部、農政部及び土木部に係る建設工事の入札事務に関すること。

別表第一の二の表土木部の部用地課の項に次の一号を加える。

六 土地収用事業認定審議会に関すること。

別表第一の二の表土木部の部治水課の項に次の三号を加える。

九 河川総合開発の調査及び計画に関すること。

十 ダムの管理に関すること。

十一 ダムの建設に関すること。

別表第一の二の表土木部の部住宅課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 高齢者の居住の安定確保に関すること。

別表第一の二の表土木部の部建築指導課の項第十四号中「宅地開発審査会」を削り、同項を同項第十五号とし、同項第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 建設資材の分別解体等の指導等に関すること。

別表第一の四の表県民生活課の項第十一号中「及び連鎖販売取引」を「連鎖販売取引、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引」に改め、同項第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十

六号の次に次の二号を加える。

二十七 人権施策に係る総合調整及び関係機関との連絡調整に関する事。

二十八 同和对策事業の連絡調整に関する事。

別表第一の四の表青少年女性課の項中第八号及び第九号を削り、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「青少年保護育成条例」を「青少年保護育成のための環境浄化」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を第二号とし、第一号として次の一号を加える。

一 青少年行政の総合企画及び総合調整に関する事。

別表第一の四の表青少年女性課の項第十号中「地方勤労青年センター」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、「青少年女性課」を「青少年課」に改め、同項の次に次のように加える。

男女共同参画課

- 一 県の男女共同参画計画に関する事。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関する事。
- 三 男女共同参画の啓発及び普及に関する事。
- 四 男女共同参画についての調査研究に関する事。
- 五 男女共同参画推進本部に関する事。
- 六 男女共同参画推進本部に関する事。
- 七 女性センターに関する事。
- 八 男女共同参画審議会に関する事。

別表第一の五の表女性政策室の項を削る。

別表第一の五の表監査指導室の項の次に次のように加える。

再資源化システム推進室

- 一 資源循環型社会の構築に関する事。
- 二 再資源化施設の整備に関する事。

別表第一の五の表ダム建設室の項を削る。

別表第四企画振興部の項中第五十八号を第六十号とし、同号の前に次の一号を加える。

五十九 地域振興局の所管区域内のかいの財務事務に係る指導に関する事。

別表第四企画振興部の項中第五十七号を第五十八号とし、第五号から第五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 地域振興局内の建設工事に係る入札事務に関する事（峡中地域振興局を除く。）

別表第四林務環境部 大月林務環境部 吉田林務環境部の項中第四十七号を第四十八号とし、第四号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 建設資材の再資源化等の指導等に関する事。

別表第四建設部 塩山建設部 石和建設部 市川建設部 身延建設部 都留建設部 大月建設部の項中第三十二号を第三十三号とし、第二十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 建設資材の分別解体等の指導等に関する事。

別表第五看護大学の項中「学生部」を「大学院看護学研究所 学生部」に改める。

別表第五衛生公害研究所の項中「衛生研究専門部」を「生活科学部 生物研究専門部」に改める。

別表第五婦人労働開発センターの項中「環境科学部」を「就業支援センター」に改める。

別表第五総合農業試験場の項中「生物工学部」を「生物工学部」に改める。

別表第五深城・笹子ダム建設事務所の項中「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改める。

別表第八女性センターの項第一号中「促進」を「推進」に改め、同項第二号中「女性問題」を「男女共同参画」に改める。

別表第八保健所の項第三十五号中「保健婦（土）、助産婦及び看護婦（土）」を「保健師、助産師、看護師及び准看護師」に改める。

別表第八女性相談所の項に次の一号を加える。

五 配偶者暴力相談支援センターに関する事。

別表第八精神保健福祉センターの項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 精神医療審査会の事務に関する事。

五 通院医療公費負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関する事。

別表第八婦人労働開発センターの項を次のように改める。

就業支援センター

一 普通職業訓練で短期間の訓練課程のものに関する事。

二 就業に関する相談その他の援助に関する事。

三 その他職業訓練に関し必要な業務の実施に関する事。

別表第八総合農業試験場の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。別表第八新環状・西関東道路建設事務所の項を次のように改める。

新環状・西関東  
道路建設事務所

- 一 新山梨環状道路及び西関東連絡道路の事業用地の取得及び建設に関する事。
- 二 新山梨環状道路及び西関東連絡道路の管理に関する事。
- 三 新御坂トンネル及び愛宕トンネルの巡回管理及び小規模な修繕に関する事。

別表第八深城・笹子ダム建設事務所の項を次のように改める。

深城ダム建設事務所

深城ダムの建設に関する事。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二十一条、別表第一の二の表医務課の項及び別表第八保健所の項の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

深城・笹子ダム建設事務所

深城ダム建設事務所

山梨県規則第三十八号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天野 建

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「規定する所長」の下に「女性センターにあつては組織規則第十八条第二項に規定する副館長」を加え、「第十八条第八項に規定する副所長」を「第十八条第九項に規定する副所長(複数の場合には、その長の指定する者)」に、「同条第十項」を「同条第十項」に改め、同条第八号中「同条第二項に規定する副館長」を

削り、同条第九号中「課長」を「課長、同項に規定する政策主幹(以下「政策主幹」という。)(のうち総合政策室長があらかじめ指定する職員」に改める。

第五条第四項中「及び」を「の共通専決事項については政策参事のうち総合政策室長があらかじめ指定する職員が、総合政策室の分掌に係る」に、「政策参事」を「政策主幹」に、「その事務」を「その事務」に改める。

第五条第七項中「部長の勤務地と異なる位置に課又は出先事務所がある場合には、部長」を「当該部の部長と勤務地を異にする局副部長が置かれる場合には、当該局副部長は、同部長」に、「知事が別に定めるものについては、局長があらかじめ指定する局副部長又は出先次長(組織規則第十五条の七第三項に規定する次長に限る。第十一条において同じ。)(が」を「、当該局副部長及び当該部の職員で当該局副部長と勤務地を同じくするものに係る国内の旅行の命令及びその復命の受理に関する事、年次有給休暇の付与並びに有給休暇(年次有給休暇を除く。及び職務に専念する義務の免除の承認(以下「年次有給休暇の付与等」という。))に関する事並びに時間外勤務の命令に関する事」に改める。

第十一条第一項ただし書中「又は出先次長」を削り、「については、局副部長が専決する場合であつて」を「おいて」に、「ときに限り」を「ときは」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地域振興局に置かれる部に局副部長が置かれる場合において、局部長及び局副部長が不在であつて軽易な事案で急務を要するときは、出先次長がその事務を代決するものとする。

別表第一の二の項2中「課長、及び、政策主幹、副主幹、主査及び副主査(以下「政策参事等」という。))」を削り、「並びに」を「、課長並びに」に改め、同項3中「本庁に係るものうち所属職員」を「課(組織規則第七条第一項の課、同条第三項の秘書課、同条第四項の室、組織規則第七条の二の総合政策室、組織規則第七条の三第一項の課及び組織規則第八条第一項の課をいう。以下この項、四の項、五の項、六の項及び九の項において同じ。))に所属する職員」に改め、同項4中「本庁に係るものうち所属職員」を「課に所属する職員」に、「3」を「2及び3」に改め、同項5中「地域振興局に係るものうち」を削り、「局部長」の下に「(局長と勤務地が異なる者を除く。))」を加え、同項6中「地域振興局に係るものうち所属職員で副部長及び出先次長」を「局部長(局長と勤務地が異なる者に限る。)、局副部長及び地域振興局の出先次長(局部長及び局副部長と勤務地が異なる者を除く。))」に改め、同項7中「地域振興局以外の出先機関に係るものうち」を削り、「所属職員で」を「地域振興局以外の出先機関の」に改め、同項8中「出先機関に係るものうち所属職員」を「地域振興局

に置かれる部及び地域振興局以外の出先機関に所属する職員（以下四の項、五の項、六の項及び九の項において「出先機関職員」という。）に、「6」を「5、6」に改め、同項9中「地域振興局以外の出先機関の長の旅行」を「所長の県外旅行」に改め、同項中9を11とし、8の次に次のように加える。

|    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 9  | 局長（局長と勤務地が異なる者に限る。）の旅行に係る届出に関すること。  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 | 局副部長（局副部長と勤務地が異なる者に限る。）及び地域振興局の出先次長（局副部長及び局副部長と勤務地が異なる者に限る。）の旅行に係る届出に関すること。 |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表第一の四の項1中「本庁に係るものうち、」を削り、同項2中「本庁に係るものうち、課長、」を削り、「政策参事等」を「政策参事」に、「及び」を「、課長及び」に改め、同項3中「本庁に係るものうち、所属職員」を「課に所属する職員」に改め、同項4中「本庁に係るものうち所属職員」を「課に所属する職員」に、「3」を「2及び3」に改め、同項5中「地域振興局」を「局長」に、「のうち局長（介護休暇の承認及び週休日の振替に関するものを除く。）」を「（年次有給休暇の付与等に限る。）並びに」、「局副部長」を「局長（年次有給休暇の付与等にあつては、局長と勤務地が異なる者を除く。）」に改め、同項6中「地域振興局」を「局副部長（局長と勤務地が異なる者に限る。）」に、「のうち所属職員で副部長及び出先次長」を「（年次有給休暇の付与等に限る。）」並びに「局副部長及び地域振興局の出先次長（年次有給休暇の付与等にあつては、局副部長及び局副部長と勤務地が異なる者を除く。）」に改め、同項7中「地域振興局以外の出先機関に係るものうち所長（介護休暇の承認及び週休日の振替に関するものを除く。）」及び「所属職員」を「所長に係るもの（年次有給休暇の付与等に限る。）」及び「地域振興局以外の出先機関の」に改め、同項8中「出先機関に係るものうち所属職員」を「出先機関職員」に、「6」を「5、6」に改め、同項9中「地域振興局を除く出先機関の長」を「所長」に、「付与、有給休暇及び職務に専念する義務の免除の届出並びに」を「付与等に係る届出」に、「承認並びに」を「承認及び」に改め、同項中9を11とし、8の次に次のように加える。

|    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 9  | 局長（局長と勤務地が異なる者に限る。）の年次有給休暇の付与等に係る届出に関すること。                    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 | 局副部長（局副部長と勤務地が異なる者に限る。）及び地域振興局の出先次長（局副部長及び局副部長と勤務地が異なる者に限る。）の |  |  |  |  |  |  |  |  |

年次有給休暇の付与等に係る届出に関すること。

別表第一の五の項1中「本庁に係るものうち、」を削り、「及び課長に係るもの並びに地域振興局以外の出先機関に係るものうち」を「、技監等、政策参事、県民室主幹、課長、出納局主幹等及び」に改め、同項2中「本庁に係るものうち所属職員」を「課に所属する職員」に改め、同項3中「地域振興局に係るものうち、」を削り、同項4中「係るものうち所属職員」を「置かれる部に所属する職員」に改め、同項5中「出先機関に」の下に「所属する職員に」を加える。  
別表第一の六の項1中「本庁に係るものうち、」及び「並びに組織規則第十三条の二第三項に規定する副主幹、主査及び副主査」を削り、同項2中「本庁に係るものうち、所属職員」を「課に所属する職員」に改め、同項3中「地域振興局に係るものうち、」を削り、同項4中「係るものうち、所属職員に係るもの」を「置かれる部に所属する職員に係るもの（5に係るものを除く。）」に改め、同項5中「係るものうち、所属職員」を「所属する職員」に改め、同項中5を6とし、4の次に次のように加える。

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 5 | 地域振興局に置かれる部に所属する職員（局副部長及び局副部長と勤務地を異にし、かつ、地域振興局の出先次長と勤務地を同じくする者に限る。）に係るもの（時間外勤務の命令に限る。） |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第一の九の項1中「本庁に係るものうち、」及び「課長」を削り、「政策参事等」を「政策参事」に改め、「県民室主幹」の下に「課長」を加え、「地域振興局を除く出先機関の長」を「所長」に改め、同項2中「本庁に係るものうち、所属職員」を「課に所属する職員」に改め、同項3中「地域振興局に係るものうち、」を削り、同項4中「係るものうち、所属職員」を「置かれる部に所属する職員」に改め、同項5中「係るものうち、所属職員」を「所属する職員」に改める。  
別表第一の二十五の項4から6までを削る。  
別表第二の一の表県民生活課の項第七号中38を39とし、30から37までを31から38までとし、同号29中「勧告」を「土地利用審査会への諮問及び勧告」に改め、同号中29を30とし、13から28までを14から29までとし、12の次に次のように加える。

|    |                          |  |  |  |  |  |  |  |      |
|----|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|------|
| 13 | 第十六条第二項の規定による土地利用審査会への諮問 |  |  |  |  |  |  |  | 県民室長 |
|----|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|------|

別表第二の一の表県民生活課の項第九号中「訪問販売等に関する法律」を「特定商取引に関する法律」に改め、同号1中「並びに連鎖販売取引に係る統括者」を削り、同号



別表第二の二の表消防防災課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第二百八十三号。以下この号において「整備政令」という。）（第一条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令」に、「（の施行」を「。以下この号において「旧政令」という。）の施行」に改め、同号1を削り、同号2中「第二条第三項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に、「場合を含む。」を「旧政令第二条第三項」に改め、同号2を同号1とし、同号3中「第三条第一項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号3を同号2とし、同号4中「第四条第一項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号4を同号3とし、同号5中「第五条第一項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号5を同号4とし、同号6中「第五条第三項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号6を同号5とし、同号7中「第五条第四項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号7を同号6とし、同号8中「第六条第一項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号8を同号7とし、同号9中「第七条」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号9を同号8とし、同号10中「第七条の二第一項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号10を同号9とし、同号11中「第七条の二第四項」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号11を同号10とし、同号12中「第八条」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号12を同号11とし、同号13中「第八条の二」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号13を同号12とし、同号14中「第八条の三」を「整備政令附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧政令」に改め、同号14を同号13とし、同号15を削り、同号を同項第六号とし、同項第九号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第二の三の表国保保護課の項第四号中

「」を

「」に改める。

別表第二の三の表児童家庭課の項第一号1中「第三十五条」を「第三十五条第四項」に改め、同号2中「の廃止」を「（障害児福祉に係るもの及び保育所を除く。）の廃止」に改め、同号5中「認可外施設に対する事業の停止命令」を「事業の停止又は施設の閉鎖命令（障害児福祉に係るものを除く。）」に改め、同号5を同号10とし、同号4中「第五十九条」を「第五十九条第一項」に、「認可外児童福祉施設の」を「報告の徴収」に改め、「立入調査」の下に「及び質問（保育所に限る。）」を加え、同号中4を9とし、3を5とし、5の次に次のように加える。

|   |   |  |  |  |  |
|---|---|--|--|--|--|
| 6 | 第五十六条の三の規定による補助金の返還命令（障害児福祉に係るものを除く。）             |  |  |  |  |
| 7 | 第五十八条の規定による児童福祉施設（障害児福祉に係るものを除く。）の設置認可の取消し        |  |  |  |  |
| 8 | 第五十九条第一項の規定による報告の徴収 立入調査及び質問（障害児福祉に係るもの及び保育所を除く。） |  |  |  |  |

別表第二の三の表児童家庭課の項第一号2の次に次のように加える。

|   |  |  |  |  |        |
|---|--|--|--|--|--------|
| 3 | 第三十五条第七項の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の廃止及び休止の承認      |  |  |  |        |
| 4 | 第四十六条第一項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査（障害児福祉に係るものを除く。） |  |  |  | 健康福祉部長 |

別表第二の三の表児童家庭課の項第一号を次のように改める。

|   |                                  |   |                                    |  |  |
|---|----------------------------------|---|------------------------------------|--|--|
| 二 | 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の施行に関する事務 | 1 | 第十三条の規定による保育士試験の可否の認定              |  |  |
|   |                                  | 2 | 第十八条の規定による負担金（障害児福祉に係るものを除く。）の返還命令 |  |  |

別表第二の三の表医務課の項第一号2の次に次のように加える。

|   |                                   |  |  |  |  |
|---|-----------------------------------|--|--|--|--|
| 3 | 第六十七条第三項の規定による法人の業務及び財産の状況の検査（病院等 |  |  |  |  |
|---|-----------------------------------|--|--|--|--|

|  |  |
|--|--|
| <p>の運営に係るものに限る。)</p>                                     |  |
| <p>4 第七十七条第一項の規定による解散登記の届出(病院等の運営に係るものに限る。)</p>          |  |
| <p>5 第七十七条第二項及び第三項の規定による清算人の就職登記の届出(病院等の運営に係るものに限る。)</p> |  |
| <p>6 第八十三条の規定による清算終了の届出(病院等の運営に係るものに限る。)</p>             |  |

別表第二の三の表医師課の項第三号中、「保健師助産婦看護婦法」を、「保健師助産師看護師法」に改め、同号1中、「准看護婦免許」を、「准看護師免許」に改め、同号2中、「絶対的欠格事由による准看護婦免許」を、「准看護師免許」に改め、「取消し」の下に、「及び業務の停止命令」を加え、同号3を削り、同号4中、「第十四条第五項」を、「第十四条第三項」に、「准看護婦」を、「准看護師」に改め、同号4を同号3とし、同号5中、「准看護婦試験」を、「准看護師試験」に改め、同号5を同号4とし、同号6中、「第二十二條第一項第四号」を、「第二十二條第四号」に、「准看護婦養成所等」を、「学校又は養成所」に改め、同号6を同号5とし、同項第七号中、「保健師助産婦看護婦法施行規則」を、「保健師助産師看護師法施行規則」に、「准看護婦試験合格証明書」を、「准看護師試験合格証明書」に改め、同項第八号中、「保健師助産婦看護婦法施行令」を、「保健師助産師看護師法施行令」に改め、同号1中、「准看護婦籍」を、「准看護師籍」に改め、同号2中、「准看護婦免許の書換交付(県外に住所を有する者に限る)」を、「准看護師免許の書換交付(3)に掲げるものを除く」に改め、同号3中、「准看護婦免許の書換交付」を、「准看護師免許の書換交付」に改め、同号4中、「准看護婦免許」を、「准看護師免許」に、「県外に住所を有する者に限る」を、「5に掲げるものを除く」に改め、同号5中、「准看護婦免許」を、「准看護師免許」に改める。

別表第二の三の表衛生薬務課の項第二十三号を次のように改める。

|   |                               |
|---|-------------------------------|
| <p>二十三 クリーニング業<br/>法施行令(昭和二十八<br/>年政令第二百三十三号<br/>)の施行に関する事務</p> | <p>1 第一条第一項の規定による免許証の交付</p>   |
|   | <p>2 第一条第二項の規定による免許証の訂正交付</p> |
|   | <p>3 第一条第三項の規定による免許証の再交付</p>  |
|   | <p>4 第二条の規定による免許取消しに関する通知</p> |

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号中13、14及び18を削り、34を35とし、28から33までを29から34までとし、同号27中、「の規定」を、「(第二十四条の三第六項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。))の規定により適用する場合を含む。))の規定」に改め、同号27を同号28とし、同号26中、「の規定」を、「(第二十四条の三第六項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。))の規定により適用する場合を含む。))の規定」に改め、同号26を27とし、22から25までを23から26までとし、同号21中、「の規定による水道技術管理者変更」を、「(第二十四条の三第六項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。))の規定により適用する場合を含む。))の規定による水道技術管理者等の変更」に改め、同号21を22とし、20を21とし、19を20とし、15から17までを17から19までとし、10から12までを13から15までとし、15の次に次のように加える。

16 第三十条第三項の規定による水道用水供給事業の変更の届出

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号9中、「第十四条第三項」を、「第十四条第六項」に改め、同号中9を11とし、11の次に次のように加える。

12 第二十四条の三第二項(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。))の規定による業務の委託及び契約失効の届出

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号8中、「第十四条第二項」を、「第十四条第五項」に、「水道料金改定」を、「水道事業の料金の変更」に改め、同号8を同号10とし、同号7中、「の規定による水道事業における」を、「(第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。))の規定による」に改め、同号7を同号9とし、同号6中、「(第十一条)」を、「(第十一条第一項(第三十一条において準用する場合を含む。))」に、「水道事業」を、「事業」に改め、同号中6を7とし、7の次に次のように加える。

8 第十一条第二項(第三十一条において準用する場合を含む。))の規定による事業の廃止の届出

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十号5の次に次のように加える。

6 第十条第三項の規定による水道事業の変更の届出

別表第二の三の表衛生薬務課の項第三十九号5中、「第八条第一項」を、「第八条」に改

め、同号6を削り、同項第四十号中6を8とし、3から5までを5から7までとし、2の次に次のように加える。

|                            |  |  |  |  |  |
|----------------------------|--|--|--|--|--|
| 3<br>第五条第一項の規定による免許証の書換え交付 |  |  |  |  |  |
| 4<br>第六条第一項の規定による免許証の再交付   |  |  |  |  |  |

別表第二の三の表衛生生薬務課の項第四十八号中1を削り、2から5までを1から4までとする。

別表第二の四の表大気水質保全課の項第九号中2から8までを削り、9を2とし、10を3とし、同号11中「立入検査」の下に「(第十四条第一項の規定による改善勧告に係るものを除く。）」を加え、同号中11を4とし、12を5とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)の施行に関する事務

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| 1<br>第二条第七項の規定による電子計算機の指定                             |  |  |  |  |  |
| 2<br>第五条第三項の規定による第一種指定化学物質の排出量等に係る事項への届出及び届出に係る事項への意見 |  |  |  |  |  |
| 3<br>第六条第三項の規定による対応化学物質分類名への変更に係る通知                   |  |  |  |  |  |
| 4<br>第七条第二項の規定による対応化学物質分類名への変更に係る通知                   |  |  |  |  |  |
| 5<br>第七条第三項の規定による対応化学物質分類名の維持請求に係る通知                  |  |  |  |  |  |
| 6<br>第七条第五項の規定による対応化学物質分類名に係る届出事項の説明の請求               |  |  |  |  |  |
| 7<br>第八条第二項の規定  |  |  |  |  |  |

項によるファイル記録事項に係る通知

8  
第八条第四項の規定によるファイル記録事項の集計結果に係る通知

9  
第八条第五項の規定によるファイル記録事項の集計結果の公表

10  
第十三条の規定による資料の提供の要求及び意見の陳述

1  
第十二条第一項の規定による電子情報処理組織を使用する場合の事前の届出

2  
第十二条第二項の規定による電子情報処理組織の使用に係る識別番号等の通知

3  
第十二条第三項の規定による電子情報処理組織の使用の変更及び廃止の届出

4  
第十二条第四項の規定による電子情報処理組織の使用の停止

十二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成十三年内閣府(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国土交通省)の施行に関する事務)

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| 項によるファイル記録事項に係る通知                        |  |  |  |  |  |
| 8<br>第八条第四項の規定によるファイル記録事項の集計結果に係る通知      |  |  |  |  |  |
| 9<br>第八条第五項の規定によるファイル記録事項の集計結果の公表        |  |  |  |  |  |
| 10<br>第十三条の規定による資料の提供の要求及び意見の陳述          |  |  |  |  |  |
| 1<br>第十二条第一項の規定による電子情報処理組織を使用する場合の事前の届出  |  |  |  |  |  |
| 2<br>第十二条第二項の規定による電子情報処理組織の使用に係る識別番号等の通知 |  |  |  |  |  |
| 3<br>第十二条第三項の規定による電子情報処理組織の使用の変更及び廃止の届出  |  |  |  |  |  |
| 4<br>第十二条第四項の規定による電子情報処理組織の使用の停止         |  |  |  |  |  |

別表第二の四の表みどり自然課の項第二号中2を削り、1を2とし、同号に1として次のように加える。

|                          |  |  |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|--|--|
| 1<br>第三条第一項の規定による温泉掘削の許可 |  |  |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|--|--|

別表第二の四の表みどり自然課の項第二号中14及び15を削り、同号17中「第二十条」を「第二十八条」に改め、同号中17を26とし、26の次に次のように加える。

|                                 |  |  |  |  |  |
|---------------------------------|--|--|--|--|--|
| 27<br>第三十条第一項の規定による温泉湧出量等の報告の徴収 |  |  |  |  |  |
|---------------------------------|--|--|--|--|--|

環境林務部  
環境部長

28 第三十一条第一項の規定による立入  
検査

部環境  
部長

別表第二の四の表みどり自然課の項第二号16中「第十八条」を「第二十七条第一項」に改め、「及び措置命令」を削り、同号中16を24とし、24の次に次のように加える。

25 第二十七条第二項の規定による温泉  
利用制限及び危害予防措置の命令

部環境  
部長

別表第二の四の表みどり自然課の項第二号13中「第十五条」を「第二十六条」に改め、同号13を同号23とし、同号12中「第十二条第三項」を「第十三条第一項」に改め、同号中12を14とし、14の次に次のように加える。

15 第十四条第三項の規定による温泉成  
分等の揭示の届出

部環境  
部長

16 第十四条第四項の規定による揭示内  
容の変更の命令

部環境  
部長

17 第十五条第一項の規定による分析施  
設の登録

18 第十六条の規定による登録分析機  
関の変更の届出

19 第十七条第一項の規定による登録分  
析機関の廃止の届出

20 第十八条の規定による登録分析機  
関の登録の抹消

21 第二十一条の規定による登録分析機  
関の登録の取消し

22 第二十四条第一項の規定による登録  
分析機関に対する報告の徴収及び立入  
検査

別表第二の四の表みどり自然課の項第二号11中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「温泉湧出」を「温泉ゆづ出」に改め、同号11を同号13とし、同号10中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に、「温泉湧出」を「温泉ゆづ出」に改め、同号10を同号12とし、同号9中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号9を同号

11とし、同号8中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改め、同号8を同号10とし、同号7中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号7を同号9とし、同号6中「第八条第二項」を「第九条第一項」に、「増掘等」を「増掘及び動力装置」に改め、「及び許可の取消し」を削り、同号6を同号8とし、同号5中「第七条」を「第八条（第九条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「温泉掘削に係る措置命令及び」を削り、同号5を同号7とし、同号4中「第六条」を「第七条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）」に、「公益上の温泉許可の取消し」を「許可を受けたる者に対する公益上の措置命令」に改め、同号4を同号6とし、同号3中「第五条」を「第七条第一項（第九条第二項において準用する場合を含む。）」に、「工事未着手等による温泉掘削許可」を「許可」に改め、同号中3を5とし、2の次に次のように加える。

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| 3 第五条第二項（第九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可の有効期間の更新   |  |  |  |  |  |
| 4 第六条第一項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了及び廃止の届出 |  |  |  |  |  |

別表第二の四の表みどり自然課の項第三号9、11及び12並びに14から16まで並びに同項第四号9及び11中 [ ] を [ ] に改める。

別表第二の四の表森林整備課の項第四号5及び6中「第十一条第五項」を「第十一条第四項」に改め、同号7中「第十三条第一項」を「第十三条」に改め、同号中11から15までを削り、16を11とし、17から21までを12から16までとし、同項第七号2中 [ ] を [ ] に改め、同号4中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

別表第二の五の表観光課の項第三号1中 [ ] を [ ] に改める。

企画振興部長 [ ] に改める。

別表第二の五の表職業能力開発課の項第二号1中「2」を「2及び3」に改め、同号中4を5とし、5の次に次のように加える。



別表第二の六の表花き農産課の項第十四号中「入園料減免承認」を「入園料の減額及び免除の承認」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

|  |                           |      |
|--|---------------------------|------|
| 十七 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例(平成十三年山梨県条例第四号)の施行に関する事務 | 第四条第三項の規定による入館料の減額及び免除の承認 | 農務部長 |
|--|---------------------------|------|

別表第二の六の表花き農産課の項第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

|  |                          |  |
|--|--------------------------|--|
| 十 小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和二十八年政令第二百五十九号)の施行に関する事務 | 第一条第一項及び第三項の規定による小型漁船の測度 |  |
|--|--------------------------|--|

別表第二の六の表花き農産課の項第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号2中「第十六条」を「第十九条」に改め、同号中2を7とし、7の次に次のように加える。

|                     |  |  |
|---------------------|--|--|
| 8 第五十条第一項の規定による立入検査 |  |  |
|---------------------|--|--|

別表第二の六の表花き農産課の項第三号1中「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「動力漁船建造許可」を「動力漁船に係る許可」に改め、同号中1を2とし、2の次に次のように加える。

|                         |  |  |
|-------------------------|--|--|
| 3 第十条の規定による漁船の登録        |  |  |
| 4 第十二条第一項の規定による漁船登録票の交付 |  |  |
| 5 第十三条の規定による漁船及び登録票の検認  |  |  |
| 6 第十七条の規定による漁船変更登録票の交付  |  |  |

別表第二の六の表花き農産課の項第三号に1として次のように加える。

|                                 |  |  |
|---------------------------------|--|--|
| 1 第四条第一項の規定による漁船の建造及び改造並びに転用の許可 |  |  |
|---------------------------------|--|--|

別表第二の六の表花き農産課の項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

|                                     |  |  |
|-------------------------------------|--|--|
| 三 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の施行に関する事務 | 1 第十九条の九第一項及び第二項の規定による製造業者及び販売業者に対する指示(米の表示に関する事務に限る。) |  |
|-------------------------------------|--|--|

|   |                                       |  |
|---|---------------------------------------|--|
| 2 第二十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査(米の表示に関する事務に限る。) | 3 第二十一条第一項の規定による申出の受理(米の表示に関する事務に限る。) | 4 第二十一条第二項の規定による申出に対する調査(米の表示に関する事務に限る。) |
|---|---------------------------------------|--|

別表第二の六の表農業技術課の項第一号7中「第十三条の二第一項」を「第十三条の二第一項の規定により知事の権限とされる第十一条」に改め、同号8中「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項の規定により知事の権限とされる第十二条第一項」に改め、同項第二号中10及び11を削り、12を10とし、13から15までを11から13までとし、13の次に次のように加える。

|                            |  |  |
|----------------------------|--|--|
| 14 第十九条第二項の規定による普通肥料の譲渡の許可 |  |  |
| 15 第二十一条の規定による施用上の注意等の表示命令 |  |  |

別表第二の六の表農業技術課の項第二号18中「第二十二條の二」を「第二十二條の二第二項」に、「設定」を「設定の申し出」に改め、同号中30を32とし、29を31とし、28を30とし、27の次に次のように加える。

|   |  |  |
|---|--|--|
| 28 第三十一条第二項の規定による譲渡又は引渡し制限及び禁止並びに登録の取消し |  |  |
|---|--|--|

29 第三十一条第三項の規定による譲渡又は引渡しの際の制限及び禁止並びに登録又は仮登録の取消し

別表第二の六の表農業者技術課の項第三号5中「第二十九条第二項」を「第二十九条第一項」に、「有害動物植物防除の決定」を「有害動物及び有害植物の防除に関する措置」に改める。

別表第二の六の表耕地課の項第一号4中「の規定」を「(第四十八条第九項(第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。))及び第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。))の規定」に改め、同号5中「の規定」を「(第四十八条第九項(第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。))及び第九十六条の二第五項において準用する場合を含む。))の規定」に、「土地改良区の設立認可申請」を「申請及び協議」に改め、同号中9及び10を削り、11を9とし、12を10とし、13を11とし、同号14中「員外受益者」を「特定受益者」に改め、同号中14を12とし、15から18までを13から16までとし、同号19中「の規定」を「(第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。))において準用する第八号第一項の規定」に、「通知、公告及び認可」を「及び通知」に改め、同号中19を17とし、17の次に次のように加える。

|    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 18 | 第四十八条第九項(第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。))において準用する第八号第六項の規定による適当と決定する旨の決定の公告 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第二の六の表耕地課の項第一号中20を削り、21を19とし、22から44までを20から42までとし、42の次に次のように加える。

|    |  |  |  |  |  |  |  |  |      |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|------|
| 43 | 第八十五条の四第二項の規定による農用地造成事業の計画の概要についての市町村長との協議                                 |  |  |  |  |  |  |  | 農務部長 |
| 44 | 第八十五条の四第三項において準用する第八十五条第六項の規定による市町村長との協議をしようとする旨の公告及び当該協議に係る土地改良事業計画の概要の縦覧 |  |  |  |  |  |  |  |      |

別表第二の六の表耕地課の項第一号中67及び90を削り、112を113とし、103から111までを104から112までとし、同号102中「第百十三号の三第三項」を「第百十三号の二第三項」に、

|  |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  | を |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

に改め、同号中102を103とし、95から101までを96から102までとし、同号94中「採決」を「裁決」に改め、同号中94を95とし、91から93までを92

から94までとし、同号89中「の規定」を「において準用する第四十八条第九項において準用する第十条第一項の規定」に、「適否の決定、通知、公告及び認可」を「同意」に改め、同号89を同号91とし、同号88中「認可公告」を「同意公告」に改め、同号88を同号90とし、同号87中「の規定」を「において準用する第八号第六項の規定」に、「適否の決定に係る異議の申出に対する決定及び認可申請の却下」を「公告」に、

|    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 89 | 第九十六条の二第五項において準用する第十条第一項の規定による市町村が行う土地改良事業に係る同意 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第二の六の表耕地課の項第一号86中「の規定」を「において準用する第八号第一項の規定」に、「通知、公告及び認可」を「及び通知」に改め、同号中86を87とし、74から85までを75から86までとし、同号73中「管理」の下に「の委託」を加え、同号中73を74とし、72を73とし、同号71中「第九十四条の四第二項」を「第九十四条の四の二第一項」に改め、同号中71を72とし、68から70までを69から71までとし、66を68とし、56から65までを58から67までとし、同号55中「を変更」を「の変更及び廃止を」に改め、同号55を同号57とし、同号54中「を変更」を「の変更及び廃止を」に改め、同号中54を56とし、53を55とし、同号52中「変更」を「変更及び廃止」に改め、同号中52を54とし、51を53とし、同号50中「変更」を「変更及び廃止」に改め、同号50を同号52とし、同号49中「第八十七条の二第四項」を「第八十七条の二第六項(第八十七条の三第十五項において準用する場合を含む。))」に、「関係市町村長」を「関係市町村長等」に改め、同号中49を50とし、50の次に次のように加える。

|    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 51 | 第八十七条の二第八項(第八十七条の三第六項、第十項、第十三項及び第十五項において準用する場合を含む。))の規定による関係市町村長等との協議をしようとする旨の公告及び当該土地改良事業計画の概要の縦覧 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

別表第二の六の表耕地課の項第一号48を同号49とし、同号47中「の規定」を「(第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。))の規定」に改め、同号中47を48とし、46の次に次のように加える。

|    |                                   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 47 | 第八十七条第五項(第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項において |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

準用する場合を含む。）の規定による  
県営土地改良事業計画を定めた旨の公  
告

別表第二の一の七の表道路維持課の項第一号9中「及び高架道路」を、「高架道路」に、「占用許可」を「占用」に、「限る。」を「限る。」、「トンネル（新規のものに限る。）及び橋梁（新規のものに限る。）の占用に係るものに限る。」に改める。

別表第二の一の七の表都市計画課の項第二号4中

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

を「建設部長」に改め、同項第四号中「供用日供用時間」を

「休業日及び利用時間」に、  
「 」を「 」に改める。

別表第二の一の七の表下水道課の項第一号中3を4とし、4の次に次のように加える。

|    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 5  | 第二十五条の十において準用する第十八条の規定による施設の損傷行為をした者への費用負担の命令 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6  | 第二十五条の十において準用する第十八条の二の規定による汚濁原因者への特定賦課金の負担命令  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7  | 第三十七条の規定による公共下水道管理者に対する工事及び維持管理に関する指示         |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8  | 第三十七条の二の規定による流域下水道使用者への改善命令                   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9  | 第三十八条第一項の規定による許可等の取消し及び条件の変更並びに必要な措置の命令       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 | 第三十八条第二項の規定による許可等の取消し及び条件の変更並びに必要な措置の命令       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 | 第三十八条第六項の規定による原因者への補償金の負担命令                   |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表第二の一の七の表下水道課の項第一号2の次に次のように加える。

3 第二十五条の十において準用する第十二条の五の規定による特定施設に係る計画の変更及び廃止の命令

別表第二の一の七の表住宅課の項第九号の次に次の二号を加える。

十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行に関する事務

|    |                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----|--------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 1  | 第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2  | 第七条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3  | 第十二条の規定による指導及び助言                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4  | 第十三条第一項の規定による登録事項の訂正申請の指示            |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5  | 第十三条第二項の規定による変更の登録の申請の指示             |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6  | 第十四条第一項及び第二項の規定による登録の取消し             |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7  | 第十五条の規定による登録の消除                      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8  | 第十七条第一項の規定による指定登録機関の指定               |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9  | 第二十条第一項の規定による指定の公示                   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 | 第二十四条の規定による監督命令                      |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 | 第二十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査            |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 | 第二十六条第二項の規定による登録事務の                  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|               |                  |                        |                 |                           |                  |                        |                   |                                      |                |                          |                                 |                      |           |
|---------------|------------------|------------------------|-----------------|---------------------------|------------------|------------------------|-------------------|--------------------------------------|----------------|--------------------------|---------------------------------|----------------------|-----------|
| 25            | 24               | 23                     | 22              | 21                        | 20               | 19                     | 18                | 17                                   | 16             | 15                       | 14                              | 13                   |           |
| 規定による家賃の減額の補助 | 規定による整備に要する費用の補助 | 第四十条第一項の規定による計画の認定の取消し | 第三十九条の規定による改善命令 | 第三十八条の規定による認定事業者の地位の承継の承認 | 第三十七条の規定による報告の徴収 | 第三十六条第一項の規定による目的外使用の承認 | 第三十四条の規定による指導及び助言 | 第三十一条(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定 | 第二十八条第二項の実施の公示 | 第二十七条第三項の規定による登録業務の停止の公示 | 第二十七条第二項の規定による指定の取消し及び登録業務の停止命令 | 第二十七条第一項の規定による指定の取消し | 休止及び廃止の公示 |
|               |                  |                        |                 |                           |                  |                        |                   |                                      |                |                          |                                 |                      |           |
|               |                  |                        |                 |                           |                  |                        |                   |                                      |                |                          |                                 |                      |           |
|               |                  |                        |                 |                           |                  |                        |                   |                                      |                |                          |                                 |                      |           |
|               |                  |                        |                 |                           |                  |                        |                   |                                      |                |                          |                                 |                      |           |
|               |                  |                        |                 |                           |                  |                        |                   |                                      |                |                          |                                 |                      |           |

十一  
の梨覧入  
施県規居  
行規則賃山  
に則(貸梨  
関第八平住  
する十三宅  
事務五号)登  
録者年高  
簿滑者円  
関滑関

|   |                     |                               |                       |                                 |                       |                         |                               |   |                             |   |                                 |           |
|---|---------------------|-------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------------|---|-----------------------------|---|---------------------------------|-----------|
| 止録齡<br>簿者第<br>の八<br>関滑八<br>覧入条<br>の規<br>止賃定<br>及住による<br>禁登高 | 36<br>規定による事業の廃止の届出 | 35<br>第七十三条第一項の規定による事業の認可の取消し | 34<br>第七十二条の規定による改善命令 | 33<br>第七十一条第三項の規定による認可事業者の地位の承継 | 32<br>第七十条の規定による報告の徴収 | 31<br>第六十九条の規定による指導及び助言 | 30<br>第六十二条第一項の規定による終身建物賃借の承認 | 29<br>第五十八条(第六十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認可 | 28<br>第五十五条第一項の規定による公営住宅の使用 | 27<br>第五十二条第一項の規定による要請に基づき供給する公社に対する費用の補助 | 26<br>第五十条の規定による公団又は公社に対する供給の要請 | に要する費用の補助 |
|   |                     |                               |                       |                                 |                       |                         |                               |   |                             |   |                                 |           |
|   |                     |                               |                       |                                 |                       |                         |                               |   |                             |   |                                 |           |
|   |                     |                               |                       |                                 |                       |                         |                               |   |                             |   |                                 |           |
|   |                     |                               |                       |                                 |                       |                         |                               |   |                             |   |                                 |           |
|   |                     |                               |                       |                                 |                       |                         |                               |   |                             |   |                                 |           |

別表第三管理課の項第二号中「請負並びに」を「請負」に、「委託」を「委託並びに土木施設の維持管理業務」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二の三の表医務課の項第三号、第七号及び第八号の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三十九号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県知事 天野 建

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中力を削り、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、同号ト中「第十一条の三第二項ただし書」を「第十一条の三第二項後段」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第十条第二十項の規定による地方債等の募集及び管理の受託並びに担保付社債に関する信託事業に係る認可

第三条第一項第二号ヨ中「株式等の所有」を「議決権の保有」に改め、同項第三号イ中「第十二条第四項」を「第十二条の三第三項」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「平成六年法律第百十三号」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号イ中「第十一条第五項」を「第十一条第四項」に改め、同号中二からワまでを削り、カをニとし、ヨをホとし、タをへとし、レをトとし、ソをチとし、ツをリとし、ネを又とし、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第三十条第一項の規定に基づく農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）に関する次のこと（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三条第十三項に規定する小売業に係るものに限る。）。

- イ 第十九条の九第一項の規定による表示事項の表示及び遵守事項の遵守の指示
- ロ 第十九条の九第二項の規定による品質に関する表示の基準を守るべき旨の指示

八 第二十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査  
二 第二十一条第一項の規定による申出の受理  
ホ 第二十一条第二項の規定による調査  
附則  
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。